



2024年11月5日

各位

会社名 Shinwa Wise Holdings 株式会社
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎
(東証スタンダード市場・コード2437)
問合せ先 取締役 岡崎 奈美子
電話番号 03-5224-8610
(<http://www.shinwa-wise.com>)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、2024年11月5日付で関東財務局に提出いたしました2024年5月期の内部統制報告書において、前連結会計年度に識別された開示すべき重要な不備の一部が当連結会計年度においても是正されていない状況であることから、当社の財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備

当社の連結子会社である Shinwa Prive 株式会社等において、2019年5月期から2024年5月期までのプライベートセールに関する不適切な会計処理により、実態と相違がある売上計上が行われている疑いがあることが判明いたしました。これを受け、2024年7月4日開催の取締役会において、プライベートセールに関する会計処理において疑義が発生したため、専門的かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至り、業績への影響の有無、社内体制の不備の有無や原因の究明および再発防止策の策定等を目的として、外部専門家で構成される第三者委員会の設置につきまして決議いたしました。

当社は、2024年9月6日、第三者委員会から調査報告書を受領し、子会社である Shinwa Prive 株式会社等が行った絵画等のアート作品のプライベートセール（以下、「アート売買取引」という。）の中に、実質的には金融取引等と処理すべきもの及び売買契約締結時に売上計上されていたが引渡時に売上計上されるべきであったものが含まれていたとの評価を受けております。

当社は、報告内容の検討及びこれを受けた自主調査の結果、金融取引等及び売上計上時期に関する不適切な会計処理が行われていたことを確認しました。このため、当社は影響のある過年度の決算を訂正することが適切であると判断し、2019年5月期から2023年5月期の各有価証券報告書、2020年5月期第1四半期から2024年5月期第3四半期までの各四半期報告書について、訂正報告書を提出することといたしました。

また、第三者委員会からは上記の発生原因として、上場企業の会計処理及び内部統制に詳しい公認会計士等が役員にいないことを含むアート売買取引の業務執行（契約書締結フロー等を含む）に対する監視・監督の不備等のガバナンス上の問題、管理担当者と執行担当者の兼務、内部監査室のリソース不足等、上記の不適切な会計処理を止めることのできなかつた組織上・内部統制上の問題の指摘を受けております。

これらの事実は、当社グループのアート売買取引に関する事業活動におけるルールの遵守、内部統制評価計画策定、業務プロセス評価手続、内部統制評価の計画及び評価結果の取締役会等への報告等に不備があり、特にアート売買取引に関して内部統制が機能しなかったことによるものと認識しております。

当社はこれらの不備が財務報告に重要な影響を及ぼしており、全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関する内部統制について開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

2. 事業年度末までには是正出来なかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当事業年度の末日までには是正されなかった理由は、当該重要な不備の判明が事業年度の末日以後になったためです

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社グループは、財務報告に係る内部統制の重要性を十分に認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

- ・コンプライアンス意識の抜本的かつ全社的な改革
- ・不祥事再発防止のための業務フローの改善
- ・役職員への実効性のある研修・教育の実施
- ・内部監査部門の組織体制の再整備
- ・職務権限規程の改訂
- ・業務フローの改善及び規程の改訂
- ・グループ経理規程関連の改訂
- ・公益通報者規程の改訂及び周知徹底

4. 連結財務諸表及び財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備については、全て連結財務諸表及び財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表及び財務諸表の監査報告に与える影響

無限定適正意見であります。

以上